

「小樽市公衆浴場法施行条例及び小樽市旅館業法施行条例の一部を改正する条例(原案の概要)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- | | |
|----------------------|----|
| 1 意見等の提出者数 | 1人 |
| 2 意見等の件数 | 2件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 0件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方 | |

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	・消毒の周期が十分か不安だ。気温等の状況により条件は異なると思うがどうなのか。消毒方法についてもどこかで具体的に示されているのか。	・消毒の周期につきましては、厚生労働省の「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館業における衛生等管理要領」を参考に定めております。そして、これに加えて同要領に基づく定期的な水質検査や消毒薬の濃度管理等を行うことで、状況に応じた施設管理ができるものと考えております。消毒方法につきましては、厚生労働省の「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」を参考に、各施設の設備等に応じた消毒を行う必要があることから、条例において一律に示さないこととします。そのため、素案のとおりいたします。
2	・混浴年齢を10歳に引き下げた理由はなにか。社会的な観点なら、小学生までということでは12歳のままの方が自然ではないか。科学的根拠があるならぜひ知りたい。	・混浴年齢につきましては、科学的根拠に基づくものではなく、児童の発育状況等の社会的な観点から全国的に年齢引き下げが行われているところであり、小樽市もそれに倣う形で引き下げを行ったものです。そのため、素案のとおりいたします。

* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。